

(様式2)

「京丹後市水洗化計画の一部見直し」の概要（案）

1 趣旨について

本市では、効率的な事業の推進と公共用水域の水質保全、生活環境の改善を目的として京丹後市水洗化計画（目標年次：令和2年度）を策定し、水洗化事業を推進しているところです。

現在、現計画において公共下水道区域（既計画区域）の整備に一定の目処が立ったところですが、引き続き、現計画の目標年次である令和2年度以降も、この整備を続ける必要があることから、現計画の目標年次を5年間延伸させるとともに、事業の進捗状況等を踏まえた早期の水洗化を実現するため、水洗化整備手法の一部変更を含めた現計画の適切な見直しの必要があると考えています。

市では、この「京丹後市水洗化計画の一部見直し」について、市民の皆様からご意見を募集します。

2 一部見直しの内容について

(1) 集合処理区域の拡大

当面個別処理区域から集合処理区域に変更する地区

① 峰山町新治の一部（鱒留川左岸）

※ 鱒留川右岸については、従来の個別処理区域から変更なし。

② 大宮町口大野の一部（竹野川左岸）

※ 竹野川右岸については、従来の集合処理区域から変更なし。

③ 網野町網野の一部（御陵、福田の一部、住吉の一部）

※ 福田の一部及び住吉の一部は福田川左岸に位置する区域で、福田川右岸に位置する福田及び住吉の区域については、従来の集合処理区域から変更なし。

④ 網野町浅茂川の一部（大昭の一部）

※ 大昭の一部は福田川左岸に位置する区域で、福田川右岸に位置する大昭の区域については、従来の集合処理区域から変更なし。

⑤ 網野町下岡の一部

※ 下岡の一部は福田川左岸から新庄川右岸までの間に位置する区域で、新庄川左岸に位置する下岡の区域については従来の当面個別処理区域で、網野駅南側に位置する下岡の区域については従来の個別処理区域から変更なし。

(2) 浄化槽法の改正に伴う浄化槽処理促進区域の設定

浄化槽法（昭和58年法律第43号）の改正に伴う変更

- ・ 集合処理区域及び当面個別処理区域を除く京丹後市全域を浄化槽処理促進区域に指定し、当該区域を個別処理区域とする。
- ・ 浄化槽処理促進区域には、公共浄化槽区域（＝旧市設置浄化槽区域）と個人設置型浄化槽区域（＝旧個人設置浄化槽区域）の2つの区域を設ける。
- ・ 公共浄化槽区域は、現計画図で図示する市設置型浄化槽区域を、原則、見直し後の計画においても引き継ぐものとし、本市で設置・管理する浄化槽の区域とする。
- ・ 個人設置型浄化槽区域は、見直し後の計画図の集合処理区域、当面個別処理区域

(様式2)

及び公共浄化槽区域を除く区域とし、個人で設置・管理する浄化槽の区域とする。

※ 見直し後の計画による個別処理区域の適用については令和3年4月1日からとし、それまでの間は現計画の個別処理区域によるものとする。

3 パブリックコメントの手続を行う対象の概要

京丹後市水洗化計画（案）